

8 環境保全対策

ダイオキシン類対策

ダイオキシン類は、ごみ焼却の際に不完全燃焼が起きると発生しやすくなると言われています。

そのため、戸塚環境センターでは、焼却内の温度を常時850℃以上の高温に維持し、ごみを完全燃焼させることによりダイオキシン類の発生を最小限に抑えています。

朝日環境センターでは流動床式ガス化溶融システムを採用しており、溶融炉において1,350℃の高温で燃焼させることによりダイオキシン類を大幅に低減しています。

◆ダイオキシン類対策特別措置法によるごみ焼却施設の排ガス中のダイオキシン類

(ng-TEQ/m ³ N)		
燃焼室の処理能力(注1)	新設施設	既存施設(注2)
4t/時以上	0.1	1
2t/時～4t/時以上	1	5
2t/時未満	5	10

(注1) 施設の規模ではなく、燃焼室(炉)の規模に値が設定されています。

(注2) 平成14年12月から当面の間

◆戸塚環境センター、朝日環境センターのダイオキシン類濃度測定結果

戸塚環境センター 西棟	測定年月	排ガス (ng-TEQ/m ³ N)		排出水 (pg-TEQ/L)	集じん灰 (ng-TEQ/g)	焼却灰 (ng-TEQ/g)
		3号炉	4号炉			
	令和5年4月	0	-	-	-	-
	令和5年7月	0	0.0000012	0.000042	0.071	0.000056
	令和5年9月	-	0.0051	-	-	-
	令和5年11月	0.0018	0.0028	-	-	-
	令和6年1月 から 令和6年2月	0.00018	0.0051	0.0027	0.11	0.0028
環境保全管理値		1以下		10以下	3以下	

朝日環境センター	測定年月	排ガス (ng-TEQ/m ³ N)			排水水 (pg-TEQ/L)	固化灰 (ng-TEQ/g)
		A号炉	B号炉	C号炉		
	令和5年4月 から 令和5年5月	0.00035	0.000026	0.000050		
	令和5年7月 から 令和5年8月	0.000000057	0	0.000020	0.61	0.051
	令和5年11月 から 令和5年12月	0.000058	0.0010	0.00051	0.18	0.12
	令和6年3月	0.000033	0.00070	0.00021		
	環境保全管理値		0.05以下			10以下

※固化灰…溶融飛灰を固化したもの

TEQ…ダイオキシン類はいろいろな種類があり、それぞれ毒性の強さが違います。そこで、最も毒性の強いダイオキシンに換算したものがTEQとなります。

ダイオキシン類の削減に向けて

川口市では、ダイオキシン類対策特別措置法による規制基準を達成するために焼却施設の統廃合等を行って、ごみの焼却処理により発生するダイオキシン類の計画的な削減を進めています。

■市内のごみ焼却施設■

- ・戸塚環境センター（川口市大字藤兵衛新田 290 番地）
- ・朝日環境センター（川口市朝日 4 丁目 21 番 33 号）

ごみ焼却により発生するダイオキシン類は、ごみを減らすことでも発生する量を抑制できます。

私たち一人ひとりの心がけで、ごみを減らしていくことが大切です。

焼却炉の規制について

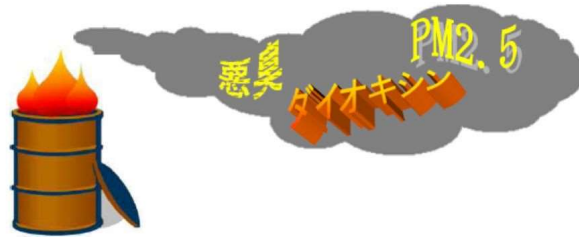
有害物質による汚染を防止するため、法律や埼玉県条例で、焼却炉の規模に応じ、排出基準、構造基準、維持管理基準が定められています。

また、事業者が焼却炉を設置する場合、届出が必要です。

(問い合わせ) 環境保全課

野外焼却の禁止について

適正な焼却炉を使用しないで、野外でごみを燃やすこと(野外焼却)は、悪臭や煙で周辺にお住まいの方々に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシンやPM2.5の発生原因となるため、法律や埼玉県条例で禁止されています。ごみは適正に処分してください。



(問い合わせ) 環境保全課